

福島県地域防災計画（一般災害対策編・地震津波対策編）修正素案に対する意見と県の考え方

1 県民意見公募（パブリックコメント）

No.	該当ページ	該当箇所	意見等の内容	県の考え方
1	一般災害対策編	避難所全般	<p>避難所は集団生活となるため、円滑な避難所運営のためにも性犯罪や強盗などの犯罪防止策も定めた方が良いと思います。「女性や子どもは一人でトイレに行かず複数人で行くように」という災害時のアドバイスはよく耳にしますが、非常時だとしても一人でトイレにさえ行けないというのは問題があると思います。</p>	<p>現在県地域防災計画においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官を配置する」 ・「避難所における安全の確保と秩序の維持のため、必要に応じて、警察本部は、(一社)福島県警備業協会に、県（災害対策本部避難支援班）は、ALSOK福島株式会社に対し、あらかじめ締結した協定に基づき、避難所の警戒活動業務を要請するものとする。」 ・「女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配付、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所の安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。」 <p>と記載しており（一般災害対策編 第3章 第10節参照）、犯罪防止策については既に記載しているため、原文のままいたします。</p>
2	一般災害対策編	避難所全般	<p>各自治体の避難所の構造などにもよるとは思いますが、どのような家庭動物なら避難所 OK なのか、または NG なのかを具体的に知りたいです。</p> <p>また、相性が悪い動物が同じ場所にいる場合など動物によっては離れた方がよい場合の配慮の具体例があると助かります。</p> <p>(猫と魚類、猫とハムスターなど。配慮は仕切りで分けお互いに見えないようにするなど。)</p>	<p>家庭動物の受入が可能かどうか、受け入れ可能な動物や受入れ方法については、市町村が指定する避難所により異なります。</p> <p>そのため、県の地域防災計画に具体的な家庭動物やその配慮について統一的に記載するものではないため、原文のままいたします。</p>

No.	該当ページ	該当箇所	意見等の内容	県の考え方
3	一般災害対策編	水の確保全般	災害が起きた際に生活用水や飲み水として「井戸水」の備えも定めるならば、土壌汚染の可能性のある土葬は辞めた方が良いのではないかなと思います。土葬賛成派の方々には災害時に井戸水を使用するかもしれないという所まで考えて欲しいです。	<p>県の地域防災計画においては、井戸水の活用については、水の確保の一つの手段として記載しており、必ず井戸を整備することを記載したものではありません。</p> <p>また、土葬を含めた埋葬については、市町村及び墓地の管理者が許可することであり、県の地域防災計画で土葬の可否について定めるものではないため、原文のままいたします。</p>